

令和 6 年度

西東京市農業施策に関する意見
(案)

令和 6 年 11 月 14 日

西東京市農業委員会

西東京市におかれましては、令和6年3月に第3次西東京市農業振興計画を策定し、各種の農業振興施策に取り組まれているものと承知しております。

また、令和3年度からは、都市農地貸借円滑化法を活用した農地貸借も件数が着実に増加し、今後はこの制度を活かした上で農地の利活用促進と担い手確保・育成に向けた取組みを一層進めることが重要となっております。そのような状況の中、市内の農業者の代表である農業委員会としては、農地の貸借を推進するとともに、農業者の意見に基づいた効果的な支援を、継続的に行っていくことも役割であると考えております。

本市の貴重な農業及び農地を将来に渡り守っていくため、市と農業委員会は連携して、都市農業の振興を通じた地域の発展を目指さなければならないと考えております。

つきましては、西東京市に対し、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1 都市農地貸借円滑化法等を活用した農地の貸借について

令和3年度から都市農地貸借円滑化法等を活用した農地の貸借や、農業者が自ら市民農園等を開設して、都市農地の保全に努めている。

今後も継続して、この制度を活用し都市農地が保全されるよう農地の貸借等に努めること。

2 農業経営の安定化と農産物供給促進への支援について

近年の気候変動の影響等で多発する台風などが原因で、農業用施設への被害が多発し、施設の修繕等に要する経費負担が生じているため、安定した農業経営を強化促進するための支援に取り組むこと。

3 都市農業に対する市民理解の促進について

農地の有する多面的機能の周知や、農業及び農地、農業者に対する理解を促進するため、市報等を活用した広報や、市民が農業と触れ合う機会の創出、地産地消を推進する事業などの施策に取り組むこと。

4 有機フッ素化合物による農業への影響等に対する情報提供について

都内各所の河川や地下水から環境や人体への影響が懸念される「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されていることから、国も実態の把握に取り組んでいるが、西東京市においても農業委員会に対して、正確な情報提供を行うこと。

令和6年11月14日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市農業委員会 会長 保谷 隆司